

一時預かり事業をご利用の保護者様へ

令和2年6月1日（月）から令和2年6月30日（火）
までの期間は、利用自粛期間といたします。

緊急事態宣言を受け、令和2年5月31日までの間、一時預かり事業を臨時休止しております。

令和2年6月1日（月）以降は感染の予防に留意した上で原則として一時預かり事業を再開いたしますが、保育所等は家庭に比べて感染リスクが高いこと、万が一、感染者等が発生した場合には、園に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあります。

このため、令和2年6月30日（火）までは、感染防止のため休業している企業にお勤めの方、育児休業中の方、親族等の協力が得られる方など家庭での保育が可能な方については、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

※緊急事態宣言が延長された場合は、臨時休止期間を延長する予定です。

ご利用の際は、感染予防及び感染拡大防止のため、手洗い及び咳エチケット等の徹底にご協力いただくとともに、検温する等、児童の健康状態の確認をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

船橋市役所保育認定課 047-436-2329